

静岡市産学交流センター・静岡市中小企業支援センター

企画・事業スタッフ募集要領

公益財団法人静岡産業振興協会では、当協会が静岡市から業務を受託している静岡市産学交流センター及び静岡市中小企業支援センター事業の実施にあたり、企画・事業スタッフを次のとおり募集します。

- 1 募集人員 企画・事業スタッフ 1名
- 2 雇用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとしますが、静岡市から令和11年4月1日以降の当センター業務の指定管理契約が更新され、かつ、勤務成績が良好な場合には、令和12年3月31日まで1年ごと更新することができます。
- 3 勤務場所 静岡市産学交流センター（静岡市葵区御幸町3-21 ペガサート6階）
- 4 業務内容 創業者、中小企業者などに対する支援事業の企画立案及び事業実施
・起業・創業に関心を持ち、専門家等と連携して伴走支援を行うこと
・セミナー、講演会等を企画・運営すること
出来れば、オンライン方式によるセミナー・相談を実施出来ることが望ましい
・静岡商工会議所、静岡県産業振興財団等の他の産業支援機関と連携して、中小企業や個人の課題解決に貢献すること
- 5 勤務時間等 (1) 勤務日数 週5日間勤務
(2) 勤務時間 午前9時から午後5時45分まで（休憩1時間）
(3) 休日等 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、振替休日並びに年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
※土・日曜日に休日出勤の場合あり。振替休日有り。
- 6 給与他条件 (1) 給料（月額基本給） 300,000円の定額
(2) 諸手当 通勤手当、期末手当（年2回）
(3) 社会保険 社会保険等への加入は法定基準による。
(4) その他労働条件 当協会規定による。

- 7 応募資格 応募資格は、次の全ての条件を満たしていることが必要です。
- (1) 静岡市産学交流センター及び静岡市中小企業支援センターの職務に対してやる気と情熱を有すること
 - (2) 創業者、中小企業者等への支援事業について、企画、立案、実施ができること
 - (3) 創業者、中小企業者等の立場に立ち、有効な情報提供等を行えること
 - (4) 4年制大学以上の課程を修了していること
 - (5) 業務に専念できること
 - (6) 普通自動車運転免許を有し、自ら運転できること
 - (7) パソコン、インターネットを活用した業務の処理能力を有すること
 - (8) 企業などで実務経験があること
- (注) ただし、次に該当する場合は受検できません。
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 8 選定方法 以下による第一次審査及び第二次審査により決定します。
- (1) 第一次審査 応募書類により書類審査を実施
 - (2) 第二次審査 第一次審査の合格者に対し、令和7年2月12日（水）に面接による審査を実施
 - (3) 決定通知 第一次審査及び第二次審査の結果は、各審査終了後に通知

- 9 応募方法
応募希望の方は、以下の書類に必要事項を記入のうえ、公益財団法人静岡産業振興協会あてに持参又は書留郵便で郵送してください。提出された書類は返却いたしません。
なお、提出された書類に含まれる受験者の個人情報については、採用選考以外の目的には一切使用しません。

- (1) 企画・事業スタッフ応募申込書（様式1）
- (2) 調査表（様式2）
- (3) 職務経歴書（様式自由）

応募書類（申込書、調査表）は、静岡市産学交流センターホームページアドレス <https://www.b-nest.jp/> からダウンロードできます。

（パソコンによる応募書類の作成）

- (1) 応募書類は、全てパソコンで作成してください。
- (2) 記載量に応じて欄の高さや行数等については、自由に設定してください。
- (3) 記入する内容がない欄については、削除しないで残してください。

(応募期限)

応募受付期限は令和7年1月14日(火)までとし、持参の場合は正午まで、郵送の場合は、1月14日消印有効とします。

【静岡市産学交流センター及び静岡市中小企業支援センターの業務内容等の概要】

静岡市産学交流センター

「次代を担う本市を代表する産業を生み出す」、「世界、全国に挑戦する中小企業の振興を図る」を目指し、静岡市が創設した創業者、中小企業者等に対する支援施設。静岡市の指定管理者として、公益財団法人静岡産業振興協会が運営。

創業・経営相談、各種ビジネスセミナーの開催、企業と大学間の橋渡し、創業・経営支援情報の提供、会議室の貸出等を実施。

静岡市中小企業支援センター（静岡市産学交流センター内に併設）

平成17年4月の政令指定都市移行に伴い、静岡市産学交流センター内に中小企業支援センターを併設し、中小企業者に対する経営窓口相談や専門家派遣事業などを実施。

静岡市の指定法人として、静岡市産学交流センターと同様に公益財団法人静岡産業振興協会が運営。

※静岡市産学交流センター

ホームページアドレス <https://www.b-nest.jp/>

開館時間…午前9時30分～午後10時

休館日…日曜日、国民の祝日・休日、振替休日、年末年始（12月28日～1月5日）

問い合わせ先

公益財団法人静岡産業振興協会 管理課総務担当

Tel. 054-285-3114 Fax. 054-289-8899

書類の提出先

(郵送)

〒422-8006

静岡市駿河区曲金三丁目1番10号（ツインメッセ静岡内）

公益財団法人静岡産業振興協会 管理課総務担当

※書留郵便でお願いします。

(持参)

ツインメッセ静岡中央棟3階 管理課総務担当まで